

オホーツク東部減災対策協議会規約

平成 29 年 7 月 5 日

平成 30 年 7 月 31 日改正

オホーツク東部減災対策協議会

(斜里町、清里町、小清水町、網走地方気象台、陸上自衛隊第 6 普通科連隊、
北海道警察北見方面本部、斜里警察署、
斜里地区消防組合、網走開発建設部、オホーツク総合振興局)

オホーツク東部減災対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「オホーツク東部減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、過去の出水の教訓を踏まえ、斜里町、清里町、小清水町の道管理河川(別表1に掲げる水系)における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するとともに、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(組 織)

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- (1) オホーツク総合振興局
 - (2) 網走地方気象台
 - (3) 網走開発建設部
 - (4) 陸上自衛隊第6普通科連隊
 - (5) 北海道警察
 - (6) 関係町
 - (7) 関係消防本部
- 2 協議会に幹事会を置く。

(役 員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 オホーツク総合振興局長
- (2) 幹事長 1名 網走建設管理部 地域調整課長

(会 長)

第6条 会長は協議会を代表し会務を統括する。

- 2 オホーツク総合振興局副局長が会長を代行することが出来るものとする。

(協議会の構成)

第7条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条 幹事長は、会長の下にあって幹事会を運営し、会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第9条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会の事務局は、オホツク総合振興局地域政策課、網走建設管理部治水課に置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附則)

この規約は、平成29年7月5日から施行する。

この規約は、平成30年7月31日から施行する。

別表1 オホーツク東部減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
浦士別川	小清水町
止別川	小清水町
斜里川	斜里町、清里町
奥藁別川	斜里町

別表2 オホーツク東部減災対策協議会 協議会一覧表

関係機関	構成員
オホーツク総合振興局	局長〔会長〕
網走地方気象台	台長
網走開発建設部	部長
陸上自衛隊第6普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
斜里警察署	署長
斜里町	町長
清里町	町長
小清水町	町長
斜里地区消防組合	消防長

別表3 オホーツク東部減災対策協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事
オホーツク総合振興局	総合振興局 地域政策課主幹 建設管理部 地域調整課長（幹事長） 治水課長 維持管理課主幹
網走開発建設部	防災対策官、治水課長
網走地方気象台	防災管理官
陸上自衛隊第6普通科連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課課長補佐
斜里警察署	警備係長
斜里町	総務課長
清里町	企画総務課長
小清水町	総務課長
斜里地区消防組合	消防課長